

2019年3月12日

日本組織内弁護士協会

## 独占禁止法の審査手続に関する意見

当会は、基本的人権の尊重擁護を使命とする弁護士の団体であると同時に、多くの会員が企業に所属する、経済団体的な性格も併せ持つ。今般検討されている独占禁止法上の審査手続上の適正手続きについて、このような当会の二面的な観点を踏まえ、以下の通り意見を述べる。

【結論】 欧米では当然認められている秘匿特権や供述聴取時の弁護士立会いといった基本的防御権を、わが国においても早急にかつ法に明文化する形において、整備すべきである。

### 1. 防御権確保とコンプライアンス推進

企業が、独占禁止法及び諸外国の競争法関連法令を適切に遵守しつつ日々の業務を遂行するためには、法令違反の有無やそのおそれの程度について早期に社内外の弁護士（日本法弁護士に限らない。）の助言を得る必要がある。このとき、コンプライアンスの徹底にむけた企業の自助努力や社内調査を迅速的確に行うためにも、秘匿特権等基本的な防御権の導入が必要不可欠である。

この点、秘匿特権を保障すると、証拠が隠匿されて真実解明が阻害されるといった批判があるが、弁護士が調査に関与することでより円滑な調査が可能となり真実解明が促進されるし、さらに違法状態が早期に是正されてコンプライアンスの徹底が進む。また、秘匿特権は、依頼者の弁護士との間の通信の秘密を保障するのみであり、真実そのものを隠ぺいする権利まで保障するものではない。したがって、このような批判は当たらない。

### 2. グローバル化と競争環境の整備

国際的な「二重処罰の禁止」が存在しないため、国際取引を行う企業は1案件で各国から同時に多大な制裁金・懲役刑を受けるリスクを抱えている。日本で秘匿特権が認められないと、諸外国では本来秘匿特権の主張が可能な書類等を公取委に提出せざるを得ず、その上、当該提出により諸外国でも秘匿特権を放棄したとみなされるおそれがある。日本に比べて多額の賠償金が認められやすい米国の民事訴訟でも当該書類が全てディスカバリーの対象となり得、これにより敗訴ないし不利な和解を甘受せざるを得ないリスクもある。このように防御権の適正な保障は、国内における適正手続の確保にとどまらず、企業活動における国際的な競争環境の整備という観点においても、日本法圏内で事業活動を行うものにとって、死活問題といえる<sup>1</sup>。

### 3. 供述聴取手続における防御権

供述聴取時の弁護士の立会い、供述聴取過程の録音・録画といった抜本的な制度の整備も早急に行うべきである。

### 4. 制度整備の方法、対象

制度整備の際には、適正手続の保障を実効ならしめ、秘匿特権が依頼者に認められる基本的な権利であることに鑑み、単に公取委が自らの運用方針を示すだけでなく、法律に明記する形で保障されなければならない。

日本で事業活動を行う企業であれば大企業か中小企業かに拘らず、秘匿特権等基本的防御権確保の下での弁護士の助力を必要とする。実際、当会会員の所属は上場企業、ベンチャー企業、中小企業など多岐に亘るが、それら経済界全般にわたって秘匿特権等を必要としている。



手続の対象となる個人の防御権という観点においても、これらの防御権が保障されることは人権擁護上重要である。

秘匿特権の対象については、減免申請の有無に限らず、また、減免制度の対象被疑事実(不当な取引制限)に限定せず認められるべきである。弁護士の助言を受けて法令の適用について正確な判断を行い、事実関係の適切な解明を行う必要性は、課徴金減免申請に限定されるものではなく、より包括的、一般的な観点から、依頼者が弁護士に相談しアドバイスを受ける過程の秘密が保障されるべきである。

また、ここでいう「弁護士」には組織内弁護士も含めるべきである。組織内弁護士が社内調査やコンプライアンスの徹底で果たす役割は大きく、法律事務所の弁護士同様の弁護士法の下での規律に服することから客観的かつ公平な法的助言も期待できる。組織内弁護士に対しても安心して法的助言を求められる制度整備が必要である。

以上

---

<sup>i</sup> OECD では 2018 年 11 月、独禁法当局による法執行の際の秘匿特権保障の差異が、国際的に事業活動を行う企業に大きな影響を及ぼすことにつき問題提起を行っている。